

○内閣府令第二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三十五条第一項第六号の規定に基づき、宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年十二月十五日

内閣総理大臣 高市 早苗
国土交通大臣 金子 恭之

宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（法第三十五条第一項第六号の国土交通省令・内閣府令で定める事項）	（法第三十五条第一項第六号の国土交通省令・内閣府令で定める事項）
第十六条の二 法第三十五条第一項第六号の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、建物の貸借の契約以外の契約にあつては次に掲げるもの、建物の貸借の契約にあつては第三号及び第八号に掲げるものとする。	第十六条の二 法第三十五条第一項第六号の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、建物の貸借の契約以外の契約にあつては次に掲げるもの、建物の貸借の契約にあつては第三号及び第八号に掲げるものとする。
一〇八（略）	一〇八（略）
九 当該一棟の建物及びその敷地の管理者等（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第二条第四号に規定する管理者等をいう。以下同じ。）が当該一棟の建物及びその敷地に係る管理組合（同条第三号に規定する管理組合をいう。以下同じ。）から委託を受けて管理事務（同条第六号に規定する管理事務をいう。以下同じ。）を行なうマンション管理業者（同条第八号に規定するマンション管理業者をいう。以下同じ。）である場合にあつては、その旨	九（新設）（略）
九（略）	九（略）